２．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、受託研究収入で購入した償却資産は、当該研究期間を耐用年数としています。
主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	５～17年
工具、器具及び備品	３～20年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
３．賞与及び退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
賞与及び退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与及び退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、基準第86第２項に基づき当事業年度末における「引当外賞与見積額」から、前事業年度末における「引当外賞与見積額」を差し引いたものを計上しております。
また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
４．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券　償却原価法（定額法）
５．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
徳島県条例により通常支払うべき額により計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
新発10年国債の決算日における利回りは▵0.050％でしたが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付28文科高第63号）に基づき、０％で計算しております。
６．リース取引の会計処理
リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
なお、リース資産はその属する科目に含めて表示しております。
７．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ．固定資産の減損
減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く。）に関する事項
電話加入権
①　用途：通信用、種類：電話加入権、場所：徳島県鳴門市及び徳島県徳島市、帳簿価額：189千円
②　減損の兆候の概要：市場価格が著しく下落しております。
③　正味売却価額は帳簿価額から50％以上下落していますが、使用価値相当額（ＮＴＴの公定価格）が帳簿価額を上回るため、減損を認識しておりません。

Ⅲ．重要な債務負担行為　（単位：千円）

契約内容	契約相手先	翌年度以降支出予定額		
		一年以内	一年超	合計
外国雑誌・電子ジャーナル購入契約	㈱紀伊國屋書店	5,061	―	5,061

Ⅳ．金融商品関係
１．金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については、定期預金及び有価証券（譲渡性預金）に限定しております。
資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規定に基づき行っており、株式等は保有しておりません。また、未収金は、債権管理事務取扱要項に沿ってリスク管理を行っております。
２．金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	731,909	731,909	―
⑵　未収金	33,281	33,281	―
⑶　未払金	(532,600)	(532,600)	―
⑷　リース債務	(47,994)	(47,994)	―

注）１．負債に計上されているものは、（　）で示しております。
２．未払金はリース債務を除いたものについて示しております。
３．金融商品の時価の算定方法
⑴　現金及び預金、⑵　未収金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑶　未払金
未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑷　リース債務
リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

Ⅴ．賃貸等不動産関係
当法人は、徳島県鳴門市において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

国立大学法人香川大学平成27事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人香川大学平成27事業年度の財務諸表について次のとおり公告します。

平成28年10月７日

香川県高松市幸町１番１号
国立大学法人香川大学　学長　長尾　省吾